



留寿都村

# 議会だより



おしのはっかい

## ～「忍野八海」から見える富士山と 水面に映る逆さ富士～

(羊蹄山麓町村議会正副議長会議会運営委員長・常任委員長道外研修より)

\*忍野八海とは、山梨県忍野村にある湧泉群。富士山の雪解け水が地下の溶岩の間で約20年の歳月をかけてろ過され、湧水となってつくられた8か所の泉。かつてこの地に存在した忍野湖が干上がって盆地になり、富士山や近くの火山山麓の伏流水を水源とする湧水の出口が池として残った姿が忍野八海である。

7月11日(月)に本村のふれあい公園パークゴルフ場で開催されました「第22回後志町村議会議員パークゴルフ大会」に本村から6名の選手が参加し、団体戦11位、個人戦では岩田議員が146名中8位と健闘しました。

平成28年第2回定例会(一般質問・審議状況)……………	2～4
議員全員協議会審議状況……………	4～13
第2回定例会審議結果、第3回臨時会審議結果、第4回臨時会 審議結果、第5回臨時会審議結果……………	13～15
議会日誌、編集後記……………	16

平成28年9月5日

No.

# 148

# 平成28年第2回定例会

平成28年第2回定例会は、6月16日に招集され、平成27年度留寿都村繰越明許費繰越計算書、一般社団法人ルスツ産業振興公社の経営状況についての報告があり、2名の議員が一般質問を行った後、条例の制定1件、条例の一部改正5件、平成28年度補正予算3件、契約議決4件、規約の変更3件、計画の変更1件、人事案件2件を議了し閉会しました。

## 一般質問(要約)

第二回定例会では二名の議員が一般質問を行ないました。

「道の駅二三〇ルスツを活用した、障がい者の働く場の創設について」



**障がい者が自立した生活を送ることが  
とができる環境整備を図るべき**

**浪越和一 議員 (質問)**

障がいを持った方の働く場の創設につきましましては、平成二十七年六月開会の定例村議会の際、「障がい者の就労支援対策」について、留寿都で障がいを持った方の働く場所をつくるべき、道の駅関連施設を活用してはどうかと質問いたしました。村長からの答弁は、「近隣町村に設置されている施設を活用するほうがよい」でありました。しかしながら村内的には、道の駅二三〇

ルスツ周辺再整備に関する調査検討結果報告書に記載されているような改革案、及び「一般社団法人ルスツ産業振興公社への指定管理者指定期間が、今まで三年間でしたが、平成二十八年四月から一年間へ変更し、今後の経営について検討することとした」など、

環境の変化があります。また、国においては、平成二十八年四月から障害者差別解消法がスタートし、五月には発達障害者支援法の改正がありました。これは、障がいのある人もない人もお互いに人間らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しております。再度検討する時期が来たと思います。

村内に目を向けると、障がいをもちながら一生懸命頑張っているが、働く場所がない。将来、留寿都村に帰り、就労し、自立した生活を目指し、親元を離れ学んでいるが、留寿都村には働く場所がない。こうした状況はこの一年間で何も改善されておられません。

道の駅関連施設を活用して、障がい者を雇用し、障がい者が自立した生活を送ることが出来る環境整備を図るべ

きと考えます。例えば、地域おこし協力隊員を採用し、地域資源交流センター食品加工室等の活用による特産品開発製造による販売をテイクアウト方式で障がい者の店の開設、あるいは農産物直売所商品管理業務など、道の駅施設活用による雇用の促進を図ることがたくさんあると思います。是非、今後の道の駅関連施設活用計画の中に取り込み、早い時期に実施すべきと思います。

**村内の事業者  
に雇用の働きかけ  
をしたい**

**場谷村長 (答弁)**

道の駅二三〇ルスツを活用した障がいのある方の働く場の創設についてですが、道の駅の指定管理者となつている「一般社団法人ルスツ産業振興公社」においては、来年三月での組織改廃に伴いまして、現在、新たな法人の設立等、指定管理主体の検討を進めております。

一般的に雇用関係は、本人の適性と雇う事業主のニーズによって決まるのが原則と思っております。そしてまた、障がいの内容や程度によって異なりますが、障がいのある方の雇用のためには、就業環境をバリアフリー化するとか、例えば内部疾患による障がい者の場合には、勤務シフトの調整とか医務室の充実とか、サポーターとなり得る人材

の配置など医学的な見地からの配慮が必要になることも考えられます。また、障がいの内容や程度に応じた特別な教育の必要性など特別な配慮を含む雇用管理が必要となります。

こうした企業の経済的負担を考慮して障害者雇用促進法等においては障がいのある方の雇用についての事業者に対する国などの様々な支援制度が設けられていることから、この制度の周知も含めて、村内の主だった事業者に障がいのある方の雇用の働き掛けをしたと考えています。

### 浪越和一議員（再質問）

村長の考え方がよく分かりました。全体を一気に解消して雇用したいと考えると、いろいろな障害が出てきます。私は出来ることからでいいと思います。いろいろな方法があります。まずは手を付けることが大事じゃないかと思えますので、是非出来ることからやって欲しい。

### 場谷村長（再答弁）

一番ベターなのは、そういう方を雇えるような国の制度を活用した企業への働き掛けが現実的ではないかと考えております。ただ意見は参考にさせていただきたい。

### 浪越和一議員（再々質問）

是非、働き掛けはしてほしいと思いますが、村内の企業を広くやりますとなかなかうまくいきません。何故、道の駅をと申し上げているのは、道の駅の施設は村が設置したものです。村の意思でほぼいろいろなことがやっていけると私は考えています。指定管理者に経営を任せているといってもやってもらいたいことを伝えていると思いますので、来年の四月に向けて障がい者の雇用についてしっかりとやっていただきたいと思えます。

### 場谷村長（再々答弁）

まずはやはり現実に雇えるかどうか、国の制度を活用した取り組みが可能なかどうか、主だった事業者への就労の働きかけをしてまいりたい。

### 浪越和一議員（再々々質問）

何回も申し上げますが、まずはやれるところから。村がやりやすい場所というのは、絶対、道の駅なんです。道の駅からスタートし、見本的なものを見れば村内に広がっていくのではないかと思います。三月までの改革案に是非、障がい者の雇用を入れた会社を作っていたらスタートを切って欲しい。

### 場谷村長（再々々答弁）

今、まさに組織の改廃等検討している

### 「有害鳥獣駆除について」



### 本田広司議員（質問）

平成二十七年度の有害鳥獣による被害額をお聞かせ願います。  
今年四月に退任された地域おこし協力隊員の後任のハンターをどのように考えているのかお聞かせ願います。

### 有害鳥獣駆除専任の地域おこし協力隊員の後任は、公募したい

### 場谷村長（答弁）

平成二十七年度の有害鳥獣の被害額についてですが、昨年度と同様に村内の認定農業者九十三戸に対して調査依

る最中ですので、その要素も含めて検討してまいりたい。

頼しました。回答いただいた農家数は九戸で回収率十％と非常に低い回収率となっております。

被害額については、全体で約一千三百六十二万七千円で、内訳は、シカによる被害が約四・八ha、七百九十三万五千円、カラス・ハトは、三・九ha、三百八十三万円、キツネ・タヌキ・アライグマは、一・六ha、百八十六万二千円となっております。有害鳥獣の被害がどの地区に集中しているかなど、把握するための資料として活用していく予定です。

有害鳥獣駆除専任として活動された地域おこし協力隊員の退任に係る対応については、四月二十六日の議員全員協議会でもお話ししましたが、退任した隊員は村内に職を求めておりますが、現在は狩猟できる態勢にないということですので、狩猟できる態勢となり次第、猟友会への勧誘を進めてまいりたい。後任は、猟銃の管理の観点から住まいとか、受け入れ態勢の検討は課題としてありますが、公募手続によって進めてまいりたい。  
くくりわなの使用については、農業

## 審議状況

第二回定例会における主な質疑応答をお知らせします。

「留寿都村長等の給与等に関する条例及び留寿都村教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

（賛成討論：坂庭進議員）

村内にある業者が、地方自治法第九十二条の二の兼業禁止に接触している可能性があり、特別委員会が設置されているさなか、指名競争入札に参加させ、指名基準及び選考規程に接触しているにもかかわらず、落札させたことは重大であります。理事者の責任が問われるのは当然であり、給与の減額は当然であると考えられます。議会は、行政のチェック機能機関であり、これからも緊張感をもって理事者の対応にあたっていききたいと思えます。この給与減額には賛成いたします。

「平成二十八年度留寿都村一般会計予算」

（浪越議員）

財産収入の不動産売却収入について質問します。この土地については、一般の議員全員協議会で公営住宅跡地を加森観光株式会社の社宅として売却

したいという説明がありました。全部売却するのかもしれないと、そうではないということですが、私はこの土地については、公共用地として活用してはどうかと一般質問したわけですが、今後もこの地域については、公共施設として利用しないと解釈しているのか。

今後とも民間へ売却していくことになるかと、やはり、住民への説明が必要だと思います。住民の皆さんは公営住宅跡地には何か夢のあるものが建つのではないかと思っていたら、加森観光の社宅が建つということになると大きな変更になります。住民の合意を取ってから着手していただきたい。

（場谷村長）

年内に入ってから加森観光の職員寮の建設構想の話が持ち上がりました。私としては、人口減少対策や村益に適うかということで誘致したいと思え表明した次第です。場所についてはヨコレイ跡地で議論されましたが、交通安全上の問題であることを選んだということとです。

加森観光はあの土地全部活用する構想は練られております。村としては実際に着手できるようなものに対して限定して売った方がよろしいのではないかと思っています。今年度着手する部分について売却することになった次第です。

住民説明会については、全部の人の

了解を得られるかどうかわかりませんが、説明については努力してまいります。

（浪越議員）

加森観光に渡していくまでの間、どういった活用方法を考えているのか、どういう管理をしていくのか。

（場谷村長）

加森観光は来年度も実施したいとのことですが、事務的には予算編成時に具体的な検討作業に入ろうかと思っております。現在、商業地で残る部分は道の駅のイベント時の臨時駐車場など、今までのような活用を考えています。

本田広司議員（再質問）

現在、猟友会に支給されている経費ですが、緊急の要請があった場合は適切な費用弁償がされる。一般パトロールについては、ガソリン代程度というのが現状だと思うのですが、猟銃を持ち歩くには厳しい規制があるので、一般パトロールについても緊急時のような報酬を検討していただきたいと思えます。

場谷村長（再答弁）

本来の活動に対してどうするかという点については、今後検討させていただきます。

## 議会を傍聴してみませんか

議会は公開が原則です。



## 議員全員協議会 (四月十三日)

主な協議内容(質疑応答)

### 「議員定数について」

\*このテーマについて、協議の始まりを望む提案があったことから自由意見を述べ合った。

- ・住民から定数削減についての声は聞かない。十人から減らすべきではない。定数が少なくなれば一人一人に係る負担や責任が重くなる。
- ・自治体の数も減ってきており、道内の村も十五に減ったが、そのうち定数が十人なのは留寿都村だけだ。
- ・議員になる前は議員活動が見えなかった。そのため議員が多すぎると思っていた。周りの人たちも同じ考えだった。
- ・何故、住民から削減の声が出てくるのかということを考えなければならぬ。

- ・議会への理解は広がってきている。
- ・住民との距離は縮まってると感じている。
- ・自分も削減という声は聞いていない。あるのは、しっかり活動せよということだけだ。
- ・削減ありきではなく、議会の活性化

や人口減少対策を進めることが先決である。

\*留寿都村議会は、一昨年、多くの議論を経て定数を削減しないこととする努力が必要であるとの決意を新たにしました。信頼を得るためには、個人としての一般質問や議会としての委員会活動などを通じて活動を見せることです。議会には様々な考えの人がいることが望ましいことです。様々な視点から物事を判断しときには政策提言につなげていく必要があります。

\*今後も気付いた人が必要な問題提起をして協議していくこととした。

## 議員全員協議会 (四月二十六日)

主な協議内容(質疑応答)

### 「地域おこし協力隊員(有害鳥獣駆除)の退任について」

(坂庭議員)

有害鳥獣は全村的に出没している状況なので、早めに対策を立ててほしい。

(場谷村長)

退任する隊員は、村内に職を求めて

おり、場合によっては猟友会に加入して活動してもらうことや後任の公募を考えなければならぬ。猟友会の活動の強化もお願いしなければならないと考えている。

## 議員全員協議会 (五月三十一日)

主な協議内容(質疑応答)

### 「留寿都村社宅建設促進事業補助金について」

この補助金は、定住人口の確保を図り、地域の活性化を進めていくために、新たな政策として、村内の事業所に勤務している従業員の居住を目的とした社宅を建設する事業者に対して、費用の一部を補助するもの。

(秦議員)

二十八年度は加森観光、辻野ポークとのことですが、二十九年度以降も単独の事業とするのか、何年か計画もってやるのか。

(場谷村長)

事業者からは今年度まず着手して、その後に考えるということですね。

(藤田議員)

国の制度や補助金がだめでもやる決意か。

(場谷村長)

その気持ちです。人口減少対策としても村として最大限頑張っていきたい。

(浪越議員)

今回は、加森観光と辻野ポークへの補助金という考え方ですね。

(場谷村長)

人口政策が最大の課題なので、そのために、誘致のための手立ての一つと考えています。

(浪越議員)

村内で事業を営んでいる営利法人を対象としているこの要綱ですが、大きな事業所が留寿都に来て仕事をやりたくても補助金は出せないですね。留寿都に来て新しい仕事をやってください、寮を建てる場合には補助金も出しますということもこれから必要だと思えます。営利法人だろうと社会福祉法人だろうと医療法人であろうと留寿都で事業をやれば応援していくべきだと思えます。今回、これはこれとして、別にしっかりとしたものを考えて補助金を出せるような体制を組んでいった方が人口増につながると思います。もう一つ、ユニット住宅ということですが、国道沿いが寂しくなっていますから、是非、国道沿いに立派な

建物を建てるよう話してほしいですね。

予定している場所が「銀河の杜」の横ですね。はずれですよ。やはり国道沿いに誘致していただきたいと思いま

す。

(藤田議員)

もう少し考えさせてください。基本的に事業体の社宅というのは、その事業体がやるべきであって、他の事業体にも適応できるようなものでないと。加森観光と辻野パークだけというよう

な話だと考えさせてもらわないと。

(長尾副村長)

現時点で確認をしているのが加森観光と辻野パークです。この要綱はその二社だけに適用するものではありません。村内に周知して他の事業体で希望される方がいるのかどうか、それらも確認していかなければならないと思

います。

(藤田議員)

そういう考えならいいんじゃないですか。

(山下議員)

この事業はとても良いことだと思

いますので、是非進めてもらいたい

ただ、診療所の前の道路も役場の前

の道路も通学路でそして歩道がありません。やはり、歩道があるきちんとした

場所を提供してあげるのが優しさでは

ないかと思

います。

(浪越議員)

交通安全はすごく大切なことです。総合的に考えてもう少し検討したほうがいいと思

います。

(岩田議員)

補助事業には大賛成ですが、場所については、加森観光ともう一度協議してもらえませんか。

(場谷村長)

制度としては了解を得たということ

でよろしいでしょうか。あとは場所です

ね。

(山下議員)

北町の公営住宅跡地は、商業施設と

考えているということですが具体的な

計画案はないですね。買っていたく

のだから、良いところを提供してはどうですか。

(場谷村長)

皆さんのご指摘を受けましたので、早速可能性の調査をして次回にでもお

諮りしたいと思

います。

(長尾副村長)

本年度のふるさと納税の業務委託に

ついては、退職をした前担当課長が起

業して代表を務める「合同会社あいふ

るサポート」と一者随意契約の方法に

より契約を締結しております。随意契

約は法令等の基準に該当することが前

提条件とされています。事務の効率化

や費用対効果を高めることが村の利益

につながっていくという観点から、村

が必要とする業務の一括発注を基本と

した場合に、これに対応できる業者が

限定されていること、また、ふるさと

納税の事務に求められていく相当の技

術・経験等が備わっていると認められ

るなどの事情に照らして、地方自治法

施行令第六十七条の二第一項第二号

「その性質が競争入札に適さないもの

とするとき」との規定を適用したもの

です。

(浪越議員)

村内に一者しかなく経験あるから随

意契約したとのことですが、説明の中

で他町はどここの会社ということ

でしたが、そこから企画書なり見積書

なりは取らなかつたのですか。

(長尾副村長)

企画書等は徴取していませんが電話

で確認したところ、本村が今やってい

る細かな業務には対応していけないと

いう回答はいただいています。

(山下議員)

三月十五日に会社設立したとのこと

ですが、退職前に会社を設立して問題

事前にその知り得た情報で不当な利益を得ていく場合に適用されると思いますが、そのようなものに該当するものではないと判断しています。

(藤田議員)

契約に係る事務は透明性を持った事務処理をしないとならない。やはり競争入札にするべき。前の説明のときに随意契約でやれなんて誰も言っていない。起業することと契約とは別だ。

(長尾副村長)

随意契約できるかどうかの判断については、法の基準に該当するかどうか判断基準になる訳です。退職をして、起業していくことは問題ないことは専門家にも照会をして確認をしています。ただ、いろいろな懸念を生む原因になるので議員の皆さんに説明することが良いというアドバイスもいただいていますので説明をさせていただいてはいます。つもりです。

(藤田議員)

こういう話が随意契約の前にあるのならいいのだけれど、終わってから言われると議会はなしかということになる。問題あるな。

(浪越議員)

これだけの業者が居ながら電話で対応しましたと、誰が信用するのですか。しっかりと見積合わせをした結果、留寿

都の業者が安くていい案を出してきた。だから今年はこのでやるといいうのなら、住民も納得するのだからやっても、今のように法でやれるからやったと言われても苦しいですね。もう少しきちんとした契約ができなかったのかという思いが強いです。

(長尾副村長)

特定のものに特定の利益を付与するのではなく、そうすることが最終的に村の利益につながるという観点で判断してきたつもりです。

(浪越議員)

今説明されたことは住民から開示請求があったときに、そのまま出せません。ね。

(長尾副村長)

開示請求がされれば、当然開示していかねければなりませんので、そういう対応をさせてもらいます。

【契約事務について】

\*議員全員協議会は、議会提出予定案件やその他重要施策について、協議し又は調整するために開かれる会議であり、その機会を有効に活用して、有意義な会議とするために、協議会開催の二日前までに議員からの協議の申し入れを受けることにしています。このたびは藤田議員より、契約事

務について協議の申し入れがありました。

(藤田議員)

留寿都村の契約事務は、「留寿都村財務規則」や「指名競争入札参加者の指名基準及び選考規程」に照らし合わせて入札選考するのですか。

(長尾副村長)

そういう姿勢でやっております。

(藤田議員)

アーキテクチャーという会社の代表取締役が新しく変わったのだから、その所在地に事務所があるか確認してやらないでいいでしょ。二百十一番の四十七という地番に会社の事務所はないんだよね。

(長尾副村長)

入札をする場合に会社の登記している場所、その他の工事の受注実績や資格などが記載されている指名願に基づいて、指名するか否かの判断をしていくことになりました。アーキテクチャーの登記されている地番と業務を執行している場所が違うとご指摘でした。そういう状況であるのは好ましいことではないとお話しさせていただきました。ただ、そのことをもってだちに契約の解除というような事案ではないのかと議員にはお話ししたと思っております。村として大し

た問題じゃない、軽微なことと考えているならそれでもいい」と帰られました。そういう指摘をしたにもかかわらずこれまで回答がないと指摘をいたしたので、その時私たちが受け止めたものと議員が求めていたものに乖離が合ったのかと受け止めたものです。

(藤田議員)

指名基準及び選考規程という立派なものを村で作っている。地場業者の認定要件は、村税の納税義務を果たしていること、法人にあつては村内に営業所が存在し、村に納付すべき法人・住民税を含む村税の納税義務を有し、かつ未納がないこと。このようにきちんと謳っているのですよ。

(長尾副村長)

指名願は二年ごとに更新していきませんが、その時点で滞納がないかどうか確認をしたうえで登録をしています。

(藤田議員)

アーキテクチャーの登記している地番は他人の土地で、本人に確認したら賃貸契約はしていないというから、どうなっているのかと地図を付けて渡したはず。

(長尾副村長)

指摘されるまで、その事業所の場所が違うということは承知していませんでした。そこに事業所を有しているか

どうかの確認までしていないというのが通例で、そこについては確認が及んでいませんでした。

(藤田議員)

今言ってその答弁ならわかるが、二十日も前に言っている。

(長尾副村長)

誤りを確認した時点で直ちにその改善に向けた措置をとるべきで、その対応が遅れたことについては大変申し訳なく思います。

(藤田議員)

村の事務の執行体制を言うのであって、指摘を受けたらそれなりの誠意を持たなければならぬと言っているのです。この地場業者の認定要件があり合致していない。税金の未納がないこともきちんと明文化されている。アーキテクチャーの法人村民税はいつ支払われていますか。

(長尾副村長)

五月九日に納付されています。納期は一月六日ですから、納期内には納入されていますでしたが現時点では納入されています。

(藤田議員)

アーキテクチャーが受けているグラウンドの芝刈業務は四月十五日の契約です。その時点では未納になっています。

が、規程は関係無いのか、無視しているのですか。

(長尾副村長)

指名競争入札参加の指名基準及び選考規程は、地場業者の育成に努めることを謳っており、可能であれば地場業者だけで競争入札をさせることを妨げないということによって設けている規程です。指名業者の選考にあたっては、二年ごとに更新される選考申請書に添付される納税条件を確認することで進めていきますので、その意味で時間的な対応の齟齬(そご)というのは出てきますが、それは制度上議論していかなければならないと思っております。

(浪越議員)

他の補助金はその都度調べるでしょう。どうしてこれだけきちんとできなかったのか。指名の段階で通知すればよかったと思えます。それを落とすというのは二年ごとの話でこの場を繕う(つくろ)のはおかしいと思えます。他の職員は税金集めるのに一生懸命やっています。税金納めていない人には補助金も出さないし事業もやらせないとしているのに、これだけは二年前でいいのだと、そういう答弁はしてほしくない、非常に不愉快です。

(本田議員)

村長、いい加減にけじめをつけないとダメだ。すいませんでしたじゃ済まない。

(場合村長)

登記簿上の住所が実態と違うことはどんなものか、弁護士の法的な見解では、ごく軽微なものであるとの判断でした。

規程について意見がありました。行政の行為は法に基づいて、法に根拠を置いています。ただ、社会の変遷に伴って、あるいは地域の実情等によって、法の解釈も厳粛な解釈もあるし、柔軟に解釈している経緯もあると思います。言い訳ではなく、規程が不十分であれば今後検討していかなければならないと思っておりますが、間違いひとつで全てを破棄するほどの村益を犯すほどの問題かということも頭において対応しなければなりません。指摘されたことおりに謝罪しなければならぬ部分は謝罪しなければならぬと思っております。

(浪越議員)

改善すべき検討をしているのは分かりますが、入札の段階で税が収まっていなかったこととすり替えてもらったら困ります。指名後に承諾書ももらって確認することはできたはずですが、それをやらぬで規程の改正なんて言われても困ります。やること見逃して指名して契約してしまっただけは、好ましくないというだけで済ませる問題ではないと思えます。しっかりと結論を出して話してもらわないと納得できないことだと思います。

(場合村長)

話をすり替えているわけではありません。行政に非があつたのなら、それは認めて謝罪しなければなりませんけれど、契約の破棄とかやり直しとかの判断は、専門的な法的な見解を伺って対処していかねばならないと思っております。

(藤田議員)

契約の条項に反しているものを指名して入札したのだから、契約解除を求め。すぐやり直してください。

(場合村長)

訴訟とか法的な議論からいくと、そうだといいことを伺ったということをお伝えしたわけです。すぐ契約解除した場合、相手方が訴える利益があります。その場合に損するのは誰か、最後は村民に関わってきますから、法的な見解を伺ってから対応していきたいと思っております。

(藤田議員)

指摘されても対応しないで、今度は村民の損害になる。ふざけたことを言ったらダメだ。自分たちの執行ミスでしょ。要件満たさない会社入札させたら無効に決まっていますよ。

(坂庭議員)

村として規程を持っているのにそれを守っていない。それに則(したが)って行われ

ていないということに問題があつて、それぞれの議員が発言しているのです。軽微な問題ではなく、村の姿勢の根本の問題です。

(藤田議員)

入札に入れない人を入れて契約したものが正常と認めるかい、議会でやり直したら村民の損害になる、ふざけたことを言ったらいかん。ダメなことは直ちに正常に戻さないとならないだろう。責任取ってもらおう。六月定例に減俸の条例改正案出してください。これを要求します。

\*この件については、後日改めて協議をすることとして延会した。

## 議員全員協議会 (六月八日)

主な協議内容(質疑応答)

「契約事務について」

(場谷村長)

アーキテクチャーの登記簿と実在の住所の相違について村の対応の不備が一件、村民総合運動芝生管理業務委託に関して、法人村民税の未納状態を見落とした事務処理について、事態を重く受け止め改めて深くお詫び申し上げます。

ます。

(長尾副村長)

五月十三日に指摘を受けました会社の所在地の相違、法人村民税の未納状態を見落としていた事務の落ち度に関連しまして、村からアーキテクチャーに対して必要な処置をとるように指導を行いました。その結果、留寿都村に対する申出書の提出をいただきました。その内容については、所在地の相違については、早期解消に努めていきたい。二点目は村が発注する平成二十八年度の入札等については参加を辞退させていた、いただきたいというものでした。

前回の協議会において、村がアーキテクチャーと締結している契約について、解除すべきというご意見をいただきました。村の立場としては、現段階において具体的な業務が実施されている状況にあり、業者は現在までこの業務を問題なく処理しているという事情や再度入札をやり直す場合、少なからず業務の停滞等も予想される事情も鑑み、契約を解除せずに継続する選択肢を取らせていただきたいと考えています。

今後の業務委託契約の事務については、新たに業務委託関係の指名願も徴収することで、より適正に執行できるように改善していきたいと考えています。

(場谷村長)

今回の不手際は、この責任は重く受

け止めておりまして、ご批判は当然のことと考えています。強く反省しているところですが、同じ過ちを二度と繰り返さないように自ら襟を正して職員に対する指導に努めてまいります。あらためて皆様にお詫び申し上げます。

(藤田議員)

もつともな説明しているけれど、自分たちの都合のいい説明でないか。責任をどう取るかまで要望していますよ、三十一日の会議では、職員を指導するつて、冗談じゃない。責任を取つてから言つてください。

(場谷村長)

もう少し議論されてからお話ししようと思つていたのですが、責任の関係については、処分については、今後皆さんとご相談させていただいて決めてまいります。

(藤田議員)

相談されてもどうもならない。こう責任を取りますでいいじゃないですか。

(浪越議員)

税を見落としたということは、誰が見落としたと言っているのですか。職員が見落として自分に責任ないというように聞こえますが、最終的に判断して入札案内したのは決裁があつたから出しているはずですが、それと村の責任ばかり言っていますが、法人住民税と

いうのは申告納付です。自分が納めていないのに札を入れた業者の責任だつてあります。だから、解除しても一回やり直すべきだと思います。

(場谷村長)

過ちは過ちと認めます。それに対する責任も取りたいと思つています。

(浪越議員)

アーキテクチャーはやる気でやつているのです。どうして村ばかり責任取るのであるのか。何かあるのですかと思つてしまいますよ。相手と話し合つて解約するかどうかというのならわかるのですが、継続したい、業務が停滞する、そんなに停滞しますか。停滞しても止むを得ないでしょう。正しいものにしてから仕事をしなければ、そんなことで通る話ではないです。

(場谷村長)

話し合いをして今年度の入札は遠慮させていた、たくという結論に至つた次第です。

(坂庭議員)

そのことではなくて、今継続している契約を解除してやり直す。そうじゃなきゃ、説明はつかないと思います。

\* 暫時休憩

(場谷村長)

いろいろな指摘がありました。そのことも踏まえて内部で協議しましたが、現在契約している条項に解除規定があります。事業者と協議してその対応について、早い時期に報告させていただきます。と思っています。

「ルスツリゾート社員寮の建設について」

\*五月三十一日の議員全員協議会で、ルスツリゾートの社員寮の建設場所について、再考すべきとの意見を受け、検討した結果、北町公営住宅跡地を提供することとした旨の説明

(浪越議員)

営利を目的にしない事業者が来た場合はどうするのか、その返事をもらっていません。それから、道の駅のあり方とか全体的に考えて慎重に検討することでしたが。

(場合村長)

加森観光と辻野パーク以外でも当然対象となります。具体的な計画がなければこの場所がよいとの意見でしたのでそれを尊重しました。

(浪越議員)

要綱で営利法人であるということがおかしいのではないかとことです。道の駅の関係については、検討してい

ないから、これからは二度と道の駅との関連については言わないということではないのです。

(長尾副村長)

指摘のありました部分は十分精査して、要綱として完成させていきたいと思っています。

(場合村長)

道の駅の関係はこれまでアンケート調査などいろいろな検討しましたが、それ以後の検討をしていないということです。議会の意思を尊重していますので、今後、事業が進捗していった場合は考える余地がなくなるものと考えております。

(長尾副村長)

加森観光は従業員の確保から住居の確保が急がれる、それで今年中に入れるような状況を作りたいということでも申し出があったものです。本年度整備する部分と次年度以降の分と分ける話ですが、加森観光としては引き続き整備していきたい意向を持たれていると聞いています。村としては、議員の皆さんとも十分協議していかなければならないので、来年の整備については、今年の十一月時点で計画ができています。というようにスケジュールを進めてもらうよう申し入れも行っていきます。

(坂庭議員)

他にも村内で経営しているところでも社員を確保するのにそういう意向はあります。周知してもらってこの補助が受けられるようにしてもらいたい。

(長尾副村長)

その他の事業者の中でもそういう計画をしていきたいという方もいる可能性は十分ある訳ですから、要綱の周知は事前に行って一定期間を設けたうえで取りまとめ、対応していくという方法で進めてまいります。

\*前日の議会運営委員会において、定例会に上程されている議案の取り扱いについて協議した際に、給与改正条例の協議順、その要因となったアーキテクチャーとの契約の解除が完遂していないことなどの理由により、協議未了のまま流会となったことから、議員全員協議会を開催することとなった。

## 議員全員協議会

(六月十四日)

主な協議内容(質疑応答)

「留寿都村長等の給与等に関する条例及び留寿都村教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

(長尾副村長)

村民総合運動場の芝生管理業務委託を落札した請負業者が、村の指名競争入札参加者の指名基準及び選考規程に基づき認定基準の確認を漏らしていたなど、事務執行の瑕疵を生じさせたことは村政に対する信用の失墜につながるものであり、議会並びに村民の皆さんにご迷惑とご心配をおかけする結果となったところであり、こうした場合を招いた事実に関して、その責任を重く受け止め、請負業者に対しては、指導を行ってきたほか、業務委託契約については、六月三十日までの委託期間をもって、合意解除することで協議が整った次第です。

村理事者としては、一ヶ月間、村長副村長並びに教育長の給料の一部カットをするために、条例の一部改正を提案させていただきたいということです。

(藤田議員)

その通り執行してください。ついですが、山下君の考え方を聞いておきたい。自分の会議が流れてしまったことに対してどういう考えがあるのか。

(山下議員)

昨日の議会運営委員会のことについてですか。

(松井議長)

そのことだけでなく、この問題を

惹起した、その山下議員が議会運営委員会じやまきの委員長を務めること自体がおかしいのではないかという見解についてもです。

(藤田議員)

そのことも含まれています。議会運営委員会が流れて、緊急議員全員協議会が招集されたなんて、留寿都村はじまって以来の出来事です。皆さんどう考えますか。

(浪越議員)

山下議員の考え方を聞きたい。

(坂庭議員)

議会運営委員会は重い委員会、議会のあり方、日程、内容を検討していく委員会です。それが機能しないということは非常に重大だと思います。

(山下議員)

辞任いたします。それでよろしいですか。

\*山下議員の議会運営委員会委員長の

辞任が認められ、後日、議会運営委員会を開催し、委員長を互選することとした。

\*給与の一部改正条例については、追加議案ですが、最初に審議することとした。

## 議員全員協議会 (七月一日)

\*第二回定例会の行政報告に対して、契約事務に関連して、報告が不足しているとの指摘があり、本来は報告事項に対する質疑は認めていないが、あらためて説明を受ける機会を設けることとして、議員全員協議会を開催することとなった。

### 主な協議内容(質疑応答)

(岩田議員)

藤岡工業が落札した公園等施設管理業務委託は、「指名競争入札参加者の指名基準及び選考規程」に基づき五者を指名し入札が実施されましたが、入札実施時点でアーキテクチャーが指名業者資格なしと判断されたことを考えると、規程に抵触する四者による入札が実施されたことになりませんが、今後の対応について説明を求めます。

(長尾副村長)

結果的に指名数に満たない入札が行われた場合であっても、入札自体を無効とするものではないと理解をしていますが、指名業者の適否を判断することと指名業者の入札参加とは次元の違う話で、関係事務を適正・円滑に進めるために、指名業者を選考する段階か

ら慎重に検討したうえで決定していかねければならないと考えています。今後の村の対応ですが、新たに業務委託に係る規程の整備について検討しており、それまでの期間の対応として、現在、指名業者には村の規定に基づく入札の参加要件を満たしていることの宣誓書とあわせて、村税等の関係書類を閲覧する承諾を得て、確認を行なう方法で事務の改善を図りながら取り進めているところです。

(藤田議員)  
村長、議会を軽視しているな。そう思わないか、自分で。

(場合村長)  
議会は住民から選ばれた代表ですから、最大限尊重しているつもりです。

(浪越議員)

半月もかかる問題ではなかったという認識はしっかり持っておいていただきたい。今の説明の中で肝心なことが抜けています。今後のことは言ってくれたのですが、この公園管理業務をどうやるのかという質問に答えていないのです。入札した後、的確な人間が入っていないかった。これをどうするのかという答えが来ていないのです。

(場合村長)

未納の件は同時案件だったので、謝罪でケジメはついたと思っております。契約自体は有効に進んでいますのでそのまま遂行していくべきかと認識しています。

(浪越議員)

ミスだったのでしよう。一緒に見逃してしましました。大変な間違いを犯してしまいました。アーキテクチャーの件は、この間ケリがついたのでこれで勘弁してくださいというのならそういえばいいと思うのですけれどね。

(場合村長)

結果として今日になったことをとかやく言うのであれば、私の落ち度があつたら謝りますけれども、今日にならざるを得なかったことは、重々ご理解願いたいと思います。

(場谷村長)

これが納得のいかない方法だということかどうかが確認しなかったのですが、いかがなんでしょうか。この契約のシステム自体のやり方がおかしいということでご指摘されているのかどうか確認させていただきたい。

(藤田議員)

この契約自体、業者の選考自体がまづい。芝刈を業としていない会社も入れてやった入札が透明性があつた入札と言えますか。

(浪越議員)

地場産業の育成は大切なことだと思いますが、この業者はこれぐらいのものを請け負っても大丈夫かどうかというのは、指名の最も大切な基準だと思えます。その辺について、しっかりとチェックする体制が整わなければと思います。

(場谷村長)

多くの方々が納得していないということですが、手違いであつたことはお詫び申し上げたいと思います。ただ、この案件については、かなり根が深いものがありまして、この未納が、どういう人が、どういう権限で、誰から、どういう情報を得たのか、かなり大きな問題となっております。この問題はちよつと時間をいただいてきっちり精査させていただきたい。

(浪越議員)

未納の問題については、入札までに何故納入させなかったのか。個人情報問題ではないのです。未納は貰いに付けばいいのです。納入されなかったら財産差し押えすればいい。

ただ債務超過の会社を入れることに対して、今後しっかりチェック体制を取っていただきたい。

(玉手議員)

今までの流れでこのような契約事務が進められてきたと思います。同じ指摘をされないように、このような問題が協議されることの無いように、今後の村の取り組み方と対応を期待したい。

(坂庭議員)

地元業者を育てたい、頑張つて欲しい。しかし、そこに馴れ合いとか、癒着癒着談合があると村民から信頼されなくなってしまう。ちゃんと規程がある訳だから、それを守りながら厳格にしなければと思います。

\*改めてこの件について、協議することとして終了した。



行事案内など、議長宛の文書は議会事務局へお届け願います。

## 【第2回定例会（6月16日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
報告第1号	平成27年度留寿都村繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第2号	一般社団法人ルスツ産業振興公社の経営状況について	原案報告
議案第1号	留寿都村長の給与等に関する条例及び留寿都村教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	留寿都村ふるさと応援基金条例	原案可決
議案第4号	村税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	留寿都村家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	留寿都村介護サービス事業条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	<p>平成28年度留寿都村一般会計補正予算（第2号）</p> <p>予算現額に3億9,881万8千円を追加、予算総額36億3,105万8千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 国庫補助金（年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)給付金事業費補助金ほか) …………… 254万3千円追加</li> <li>道補助金(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金ほか) ……………3億6,664万4千円追加</li> <li>道委託金（参議院議員通常選挙執行経費） …………… 3万1千円追加</li> <li>財産売払収入（不動産売払収入） …………… 2,106万1千円追加</li> <li>基金繰入金（財政調整基金繰入金） …………… 1,146万1千円減額</li> <li>基金繰入金（自ら考え自ら行う地域づくり基金繰入金） …………… 2,000万円追加</li> <li>・歳出 総務管理費（消耗品費ほか） …………… 26万円追加</li> <li>総務管理費（財政調整基金） …………… 3,096万4千円減額</li> <li>総務管理費（ふるさと応援基金積立金） …………… 3,070万4千円追加</li> <li>総務管理費（熊本地震被災地に対する義援金） …………… 100万円追加</li> <li>総務管理費（売払予定村有地分筆測量業務委託） …………… 99万4千円追加</li> <li>総務管理費（防災広報無線施設戸別受信機等設置工事） ……116万9千円追加</li> <li>総務管理費（留寿都村社宅建設促進事業補助金） ……………2,000万円追加</li> <li>戸籍住民基本台帳費（通知カード・個人番号カード関連事務交付金） …………… 44万3千円追加</li> <li>選挙費（参議院議員通常選挙委員） …………… 3万1千円追加</li> <li>社会福祉費（国民健康保険事業特別会計繰出金ほか） ……262万2千円追加</li> <li>児童福祉費（障害児通所給付費等国庫負担金等返還金） …… 5万3千円追加</li> <li>保健衛生費（妊産婦検診等交通費扶助費ほか） …………… 104万9千円追加</li> <li>農業費（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金） …………… 3億6,649万2千円追加</li> <li>林業費（西ノ原第一林道法面補修工事） …………… 129万8千円追加</li> <li>商工費（修繕料） …………… 85万2千円追加</li> <li>道路橋りょう費（村道横町北四線路面等排水工事） ……280万8千円追加</li> <li>消防費（羊蹄山ろく消防組合負担金） ……………7千円追加</li> </ul>	原案可決

議案第8号	平成28年度留寿都村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 予算減額に60万6千円を追加し、予算総額9,511万4千円となりました。 ・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）…………… 50万6千円追加 繰越金（前年度繰越金）…………… 10万円追加 ・歳出 総務管理費（行政システム機能改修業務委託(国民健康保険システム)ほか） …………… 50万6千円追加 償還金及び還付加算金(保険税還付金・還付加算金)…………… 10万円追加	原案可決
議案第9号	平成28年度留寿都村診療事業特別会計補正予算（第1号） 予算現額に55万8千円を追加し、予算総額1億1,351万7千円となりました。 ・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）…………… 55万8千円追加 ・歳出 総務管理費（自動車損害保険料）…………… 8千円追加 診療費（備品購入費）…………… 55万円追加	原案可決
議案第10号	工事請負契約の締結について 留寿都村学校給食センター建設工事（建築主体）	原案可決
議案第11号	工事請負契約の締結について 留寿都村学校給食センター建設工事（電器設備）	原案可決
議案第12号	工事請負契約の締結について 留寿都村学校給食センター建設工事（機械設備）	原案可決
議案第13号	工事請負契約の締結について 公営住宅建設工事	原案可決
議案第14号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更	原案可決
議案第15号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更	原案可決
議案第16号	北海道市町村総合事務組合理約の変更	原案可決
議案第17号	監査委員の選任 尾崎健一氏を監査委員に選任することに同意するもの。	原案同意
議案第18号	留寿都村固定資産評価審査委員会委員の選任 吉田薫氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することに同意するもの。	原案同意

### 【第3回臨時会（5月31日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第1号	工事請負契約の締結について 泉川膜ろ過浄水場建設工事(電気設備)	原案可決
議案第2号	工事請負契約の締結について 泉川膜ろ過浄水場建設工事(機械設備)	原案可決



## 【第4回臨時会（7月14日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第2号	山下茂君の議員の資格決定の件について 資格審査特別委員会委員長の「議員の資格を有しない」とする報告を受け、4名の賛成討論の後、起立採決の結果、出席議員9名中、起立者6名の所定数以上で「議員の資格を有しない」と決定した。 ＊「議員の資格を有しない」とする決定については、地方自治法第127条第1項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とする。	原案可決

＊平成27年第4回留寿都村議会定例会において、浪越議員、岩田議員から山下議員が地方自治法第92条の2の規定に抵触するかどうかの要求があり、同日、議長と山下議員を除く8名の議員で構成する「資格決定審査特別委員会」が設置された。

地方自治法第92条の2は、議員（議員が役員を務めている法人を含む）と当該地方公共団体との請負を禁止しており、その法人の定款に基づく特定の事業年度の決算における営業金額のうち、町村との取引関係の請負額がどの程度の割合を占めているか、また、その法人の本来の目的、町村との取引によって得られる利益などについて総合的に判断しなければならないとされている。

特別委員会は、2月5日から7月1日までの間に5回開催され、山下議員が経営する(有)アーキテクチャーと留寿都村との請負割合などについて、調査及び審査をし、一定の割合を超えていると判断した。

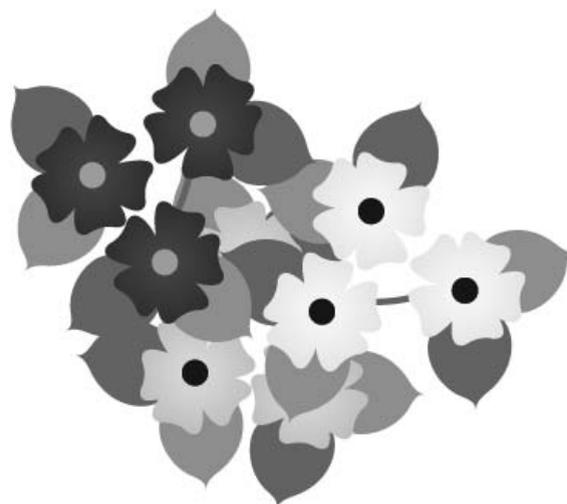
## 【第5回臨時会（7月28日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
	副議長の選挙について 本田広司議員を選出。	原案可決
	羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙 岩田信雄議員を選出。	
	羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙 岩田信雄議員を選出。	

議員全員協議会は、事実上、議会議員の全員が集合し、議会提出予定案件の事前の協議や調整、その他行政上の重要問題等について議会の意見を聞くために開かれる会議のことをいいます。

議員にとっても村長からの提案案件以外でも、事前に通告することで、自らの意見を述べたり、疑義を質したい案件について、自由に発言でき、また詳細な説明を受けることもできます。

### 〈議会・ひとくちメモ〉



# 議会日誌

## 5 月

- 9日 後志総合開発期成会定期総会  
(倶知安町 議長出席)
- 10日 議会広報編集委員会 (村内 各委員出席)
- 17日 「(仮)JETRO羊蹄輸出機構」設立総会  
(倶知安町 議長出席)
- 19日 平成28年度留寿都商工会通常総会  
(村内 議長出席)
- 20日 資格審査特別委員会 (村内 各委員出席)
- 24日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会  
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進  
期成会総会 (小樽市 議長出席)  
後志総合開発期成会后志段階要望活動  
(小樽市・倶知安町 議長出席)
- 26日 後志総合開発期成会北海道段階要望運動  
(札幌市 議長出席)
- 31日 第3回留寿都村議会臨時会  
議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)

## 6 月

- 2日 後志総合開発期成会中央段階要望運動  
(東京都 議長出席)
- 7日 ウェスティンルスツリゾートオープニングセ  
レモニー (村内 議長、各議員出席)
- 8日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 9日 後志町村議会議長会臨時総会  
北海道町村議会議長会定期総会  
羊蹄山ろく町村議会正副議長会臨時総会  
(札幌市 議長、副議長出席)
- 10日 平成28年度北海道新幹線しりべし協働会議  
総会 (倶知安町 議長出席)
- 11日 留寿都小学校運動会 (村内 議長ほか出席)
- 13日 議会運営委員会 (村内 委員長ほか出席)
- 14日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 16日 第2回留寿都村議会定例会  
(村内 議長、各議員出席)

- 17日 「倶知安厚生病院後援会設立総会」  
(倶知安町 議長出席)
- 17日 自民党北海道第四選挙区支部「総決起大会」  
(小樽市 議長出席)
- 18日 平成28年度第4回「村田のりとし観桜会」  
(倶知安町 議長出席)
- 21日 資格審査特別委員会 (村内 各委員出席)
- 27日 羊蹄山ろく消防組合第2回臨時会  
(倶知安町 組合議員出席)
- 28日 平成28年度春季消防演習  
(村内 議長、各議員出席)
- 29日 給食センター建設工事安全祈願祭  
(村内 議長、各議員出席)  
畜魂祭 (村内 議長、各議員出席)

## 7 月

- 1日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)  
資格審査特別委員会 (村内 各委員出席)
- 5日 議会運営委員会 (村内 委員長ほか出席)  
北海道町村議会議員研修会  
(札幌市 議長、各議員出席)
- 6日 羊蹄山麓町村議会正副議長会議運・常任委員
- 8日 長道外研修 (山梨県ほか 各委員長出席)
- 11日 第22回後志町村議会議員パークゴルフ大会  
(村内 議長ほか出席)
- 12日 留寿都村戦没者追悼式  
留寿都村戦没者慰霊祭 (村内 議長出席)
- 14日 第4回留寿都村議会臨時会  
(村内 議長、各議員出席)
- 15日 ようてい農業協同組合20周年記念祝賀会  
(ニセコ町 議長出席)
- 16日 ふれあい広場2016 (福祉まつり)  
(公民館 議長、各議員出席)
- 20日 議会運営委員会 (村内 委員長ほか出席)  
交通安全「旗の波作戦」  
(村内 議長ほか出席)
- 26日 第27回羊蹄山ろく連合消防演習  
(倶知安町 議長、消防議員出席)
- 28日 第4回留寿都村議会臨時会  
(村内 議長、各議員出席)

## 編集後記

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げられた最初の国政選挙として、7月に参議院選挙が行われました。我が国の選挙権は、1925年（大正14年）に25歳以上の男子に与えられ、1946年（昭和21年）に公職選挙法で20歳以上の男女に選挙権が定められて以来、70年ぶりの改正である。

世界的に見て192の国・地域のうち、170の国・地域が18歳以上に選挙権が与えられ、なかでもオーストラリア・ブラジル・キューバなどは、16歳以上に選挙権があります。

今回の参議院選挙では、新たに約240万人が有権者として増えましたが、一方、改正法の附則には、現在20歳以上を成人とする民法や20歳未満を対象とする少年法の適用年齢の引き下げについて、「検

討を加え必要な法制上の措置を講ずる」と見直しを促す規定が盛り込まれてもいます。

そんな折、政府は成人年齢を引き下げる民法改正案を来年の通常国会に提出する方針を固めたとのニュースが飛び込んできた！

成立すれば、少なくとも3年程度の周知期間を置き、早ければ平成32年から導入されることになること。

(秦)

### 編集スタッフ

委員長	坂庭 進	委員	玉手 保弘
副委員長	秦 正樹	委員	岩田 信雄